

有機廃液回収要領・注意事項について

環境安全管理センター

有機廃液の貯留に関しては「実験系廃液の貯留区分について」を参照のこと。

【要領】

(1) 回収量の報告

- ・各研究室等から各部局の有機廃液管理責任者へ有機廃液回収の分類・量を連絡する。
- ・回収量は各部局の有機廃液管理責任者がとりまとめの上、環境安全研究管理センターにE-mail (yuki-epc-support@epc.osaka-u.ac.jp) にて連絡する。

(2) 回収処理可能な廃液の分類 (分類分けのテープは天板に貼る)

- ・廃液は以下の5種類に分類し、所定の色テープを缶天板に貼って分類を明示する。
 - ①特殊引火物含有廃液 (テープなし) : エーテル、ペンタン、二硫化炭素、アセトアルデヒドなど
 - ②非極性廃液 (赤テープ) : ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、酢酸エチル、機械油など
 - ③極性廃液 (黄テープ) : メタノール、エタノール、アセトン、THF、DMF、DMSOなど
 - ④含ハロゲン廃液 (黒テープ) : ジクロロメタン、トリクロロエチレン、クロロホルム、四塩化炭素など
 - ⑤含水有機廃液 (緑テープ) : 水を含有する上記有機溶媒

(3) 回収処理不可能な廃液

- ・生物系の廃液 (滅菌処理した廃液は除く)
- ・金属類を含む廃液
- ・固体が析出している廃液 (必ず100メッシュ金網などでろ過すること)
- ・相分離している廃液
- ・シリコンオイルを含む廃液

(4) 回収容器

- ・特殊引火物含有廃液は小型のドラム缶 (18 L) に入れて回収に出す。
小型のドラム缶については錆のない中古缶 (特殊引火物用のもの) を使用可。
- ・非極性廃液、極性廃液、含ハロゲン廃液、含水有機廃液は新しい一斗缶に入れて出す (中古一斗缶は使用しない)。
- ・廃液回収に出した容器は回収業者が処分する。

【注意事項】

(1) 研究室・実験室

- ・ 留容器から回収容器への入れ替えは、回収日の前日もしくは前々日に実施する。
- ・ 回収容器の量は18Lとする。(容器上部から約5cmの空間を空ける)
(回収費用は1缶の料金で契約していますのでご注意ください)
- ・ キャップにシートパッキンを入れ閉め、プロテクターを装着する。(写真1)
- ・ 申込書(貼付用)所定の事項(部局・専攻・研究室、担当者、連絡先、および内容・PRTR対象物質情報)を記入しているか確認してビニール袋に入れ**容器側面に養生テープ等で上下2カ所を止める**。(写真2)
- ・ 事前に数量変更が有る場合には各部局の有機廃液管理責任者に連絡する。
- ・ **容器天板には分類別の色ビニルテープ10cm程度を貼る**。(写真2)
- ・ 缶が化学反応等により膨張していないことを確認する。
- ・ 廃試薬は地区一括処理に出すこと。

(2) 移動運搬

- ・ 回収場所への移動運搬には火気に注意するとともに、消火器を携帯する。
- ・ 基本的に回収場所への持込は申込書の量とし、回収の日時迄に移動運搬する。
- ・ 移動運搬はカゴ台車等を用いて落下防止に努める。
- ・ 一斗缶は衝撃等に弱いので乱雑に扱わない(板厚が0.21mm程度)。

(3) 回収場所

- ・ 漏れのないことを確認した上で引き渡す。(密閉した缶はバットなど受け皿の中で口を下にして5~10秒程度倒して漏れ確認をする)
- ・ 回収場所では、各部局の有機廃液管理責任者の指示に従う。
- ・ 分類・数量の変更が有る場合には各部局の有機廃液管理責任者が環境安全研究管理センターにE-mailで連絡する。

写真1

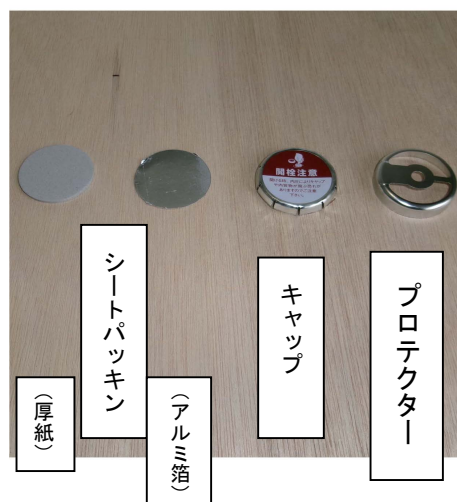


写真2

